



仮 処 分 決 定

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成24年(㊄)第 3321 号 仮 処 分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

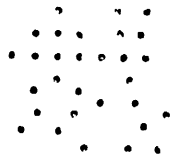
債務者は、別紙記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮
に開示せよ。

平成 24 年 10 月 4 日

東京地方裁判所民事第9部

裁 判 官 遠 田 真 嗣



当 事 者 目 録

〒102-0082

東京都千代田区一番町6番地 相模屋本社ビル5階

千鳥ヶ淵法律事務所（送達場所）

上記債権者代理人弁護士 高 橋 未 紗

電 話 03-5276-2152

FAX 03-3556-8903

シンガポール共和国 郵便番号367998

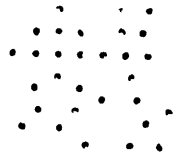
80 プレイフェアロード 07-15 カポ ファクトリー ビルデ
ィング

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING
SINGAPORE (367998))

債 務 者 パケット モンスター インク
ピーティーイー エルティーディー

(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD.)

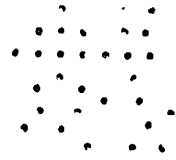
上記代表者取締役 エフエンディ アハメド ハリス メリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)



記事目録

URL	http://uni.2ch.net/test/read.cgi/venture/1338110039/
-----	---

	投稿番号	投稿者	投稿日時
1	28	名無しさん@どっと混む	2012/06/05(火) 02:39:49.86
2	56	名無しさん@どっと混む	2012/07/04(水) 22:26:01.65
3	59	鎌田東征	2012/07/05(木) 00:51:27.62
4	81	元社員	2012/07/16(月) 22:54:53.11
5	89	名無しさん@どっと混む	2012/07/22(日) 19:29:37.52



発 信 者 情 報 目 録

- 1 別紙記事目録記載の各投稿記事を投稿した際の IP アドレス
- 2 前項の IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の各投稿記事が送信された年月日及び時刻

これは正本である。

平成 24 年 10 月 4 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 神 庭 仁 志

